3　認定鳥獣捕獲等事業者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、又は第十八条の三第一項第一号若しくは第六号に掲げる事項に変更があったときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までの間に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4　認定鳥獣捕獲等事業者は、認定鳥獣捕獲等事業を廃止したときは、その日から起算して三十日を経過する日までの間に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5　都道府県知事は、前二項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（認定の有効期間等）

第十八条の八　第十八条の二の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して三年とする。

2　前項の有効期間の満了後引き続き鳥獣捕獲等事業を実施しようとする認定鳥獣捕獲等事業者は、その有効期間の更新を受けることができる。

3　前項の有効期間の更新を受けようとする認定鳥獣捕獲等事業者は、第一項の有効期間の満了の日の九十日前から六十日前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、都道府県知事に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

4　前項の申請があった場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5　前項の場合において、第二項の有効期間の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

6　第十八条の三、第十八条の四（第一号を除く。）及び第十八条の五の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第十八条の三第二項に規定する書類については、既に都道府県知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

（名称の使用制限）

第十八条の九　認定鳥獣捕獲等事業者でない者は、認定鳥獣捕獲等事業者という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

（認定の失効等）

第十八条の十　第十八条の二の認定は、認定鳥獣捕獲等事業者が第十八条の八第二項の有効期間の更新を受けなかったとき（同条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき）は、その効力を失う。

2　都道府県知事は、認定鳥獣捕獲等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条の二の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

二　不正の手段により第十八条の二の認定、第十八条の七第一項の変更の認定又は第十八条の八第二項の有効期間の更新を受けたとき。

三　第十八条の四第二号に該当することとなったとき。

3　都道府県知事は、第一項の規定により第十八条の二の認定がその効力を失い、又は前項の規定により同条の認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を、その者に通知するとともに、公示しなければならない。

第二十二条第一項中「執る」を「とる」に改める。

第二十四条第九項中「次に掲げる場合」を「同条に規定する鳥獣の保護を図るため必要があると認めるとき」に、「執る」を「とる」に改め、同項各号を削り、同条第十項中「前項各号に掲げる」を「前項に規定する」に改める。

第二十六条第一項ただし書中「若しくは鳥類」を「又は鳥類」に改める。

第二十七条中「、採取し、若しくは」を「、採取し、又は」に改める。

第二十八条第一項中「保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して」を「種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、」に改め、同項第一号中「の見地からその鳥獣の保護」を削り、同項第二号中「地域の鳥獣の保護の見地からその」を「当該都道府県の区域内の」に改め、「当該都道府県の区域内の」を削り、「前号に掲げる」に改める。

第二十八条の二第一項中「行う」を「実施する」に改め、同条第二項中「行う」を「実施しよう」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「行う」を「実施する」に改める。

第二十九条第十項中「保護の」を「保護を図る」に改める。

第三十条第一項中「保護の」を「保護を図る」に改め、同条第二項中「生息地の保護の」を「生息地の保護を図る」に、「者又は」を「者若しくは」に、「これらの保護の」を「鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図る」に、「者又は」を「者若しくは」に改める。

第三十四条第一項中「数」を「生息数」に改める。

第三十五条第十一項中「執る」を「とる」に改め、同条第十二項中「前項各号」を「前項に規定する」に改め、「第三十五条第十一項各号」の下に「に掲げる」を加え、「第三十五条第十一項」を「次条第十二項」に改める。

第三十六条中「次条において」を「以下」に改める。

第三十七条第十項中「執る」を「とる」に改める。

第三十八条第二項中「若しくは広場」を「又は広場」に、「において、又は弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物若しくは電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって」を「（以下「住居集合地域等」という。）においては」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次条第一項の許可を受けて麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲等（以下「麻酔銃猟」という。）をする場合は、この限りでない。

第三十八条に次の一項を加える。

3　弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

第四章第一節中第三十八条の次に次の一条を加える。

（住居集合地域等における麻酔銃猟の許可）

第三十八条の二　住居集合地域等において、鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的で麻酔銃猟をしようとする者は、第九条第一項に規定するもののほか、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に許可の申請をしなければならない。

3　都道府県知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る麻酔銃猟が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしなければならない。

一　麻酔銃猟の目的が第一項に規定する目的に適合しないとき。

二　人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあるとき。

4　都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。

5　都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、危険の予防のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

6　都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、麻酔銃猟許可証を交付しなければならない。

7　第一項の許可を受けた者は、その者が前項の麻酔銃猟許可証（以下単に「麻酔銃猟許可証」という。）を亡失し、又は麻酔銃猟許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、麻酔銃猟許可証の再交付を受けることができる。

8　第一項の許可を受けた者は、麻酔銃猟をするときは、麻酔銃猟許可証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。